

○公立学校共済組合個人情報保護規程

平成30年10月23日全部改正

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 個人情報保護の体制（第3条－第5条）
- 第3章 個人情報の取得及び取扱い（第6条－第10条）
- 第4章 個人データの適正管理義務（第11条－第14条）
- 第5章 保有個人データの利用目的の通知、開示及び訂正等（第15条－第22条）
- 第6章 苦情処理（第23条）
- 第7章 匿名加工情報の取扱い（第24条）
- 第8章 研修（第25条）
- 第9章 実施状況の調査及び監査（第26条・第27条）
- 第10章 その他（第28条－第30条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

- 第1条** この規程は、公立学校共済組合（以下「組合」という。）が保有する個人情報の保護に関して組合が遵守すべき義務その他個人情報の適正な取扱いについて基本となる事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに事業の適正な運営に資することを目的とする。
- 2 組合が保有する個人情報の保護に関する事項は、この規程に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）その他の法令の定めるところによる。

（定義）

- 第2条** この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。第9条第2項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- (2) 個人識別符号が含まれるもの

- 2 この規程において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号

その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）第1条で定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この規程において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令第2条で定める記述等が含まれる個人情報という。

4 この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令第3条第1項各号で定めるものを除く。）をいう。

(1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令第3条第2項で定めるもの

5 この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

6 この規程において「保有個人データ」とは、組合が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令第4条で定めるもの又は6月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

7 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

8 この規程において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

第2章 個人情報保護の体制

（個人情報の管理者及び管理補助者）

第3条 組合は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全

管理のため、保有機関（公立学校共済組合定款（昭和37年11月30日制定）第3条に規定する本部（以下「本部」という。）及び支部（以下「支部」という。）並びに組合が設置する病院（以下「病院」という。）及び宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）をいう。以下同じ。）に個人情報保護管理者（以下「情報管理者」という。）を置くほか必要に応じ個人情報保護管理補助者（以下「情報管理補助者」という。）を置く。

2 本部及び病院の情報管理者及び情報管理補助者並びにこれらの職務は、別表第1のとおりとする。

3 支部及び宿泊施設の情報管理者及び情報管理補助者並びにこれらの職務は、支部長が定める。
（情報管理者の義務）

第4条 情報管理者は、この規程に定められた個人情報の適正な管理及び運用等に関する事項を理解し、及び遵守するとともに、役職員等（組合の役員、職員及び組合の指揮命令に服している者（派遣職員、非常勤職員、臨時職員等）をいう。以下同じ。）にこれを理解させ、及び遵守させるための研修、内部規程の整備、安全対策の実施並びに周知徹底等の措置その他個人情報を保護するために必要な措置を講ずる責任を負うものとする。

2 情報管理者は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、目的以外に使用し、又は使用させてはならない。

3 情報管理者は、個人データの授受、保管及び廃棄について、これを適正に管理しなければならない。

（事案の報告）

第5条 情報管理者は、個人情報の漏えい、滅失又はき損等の事案が発生した場合には、直ちに被害状況等を調査し、復旧のための必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、病院及び支部（宿泊施設にあっては、所属支部を經由）の情報管理者は、速やかに本部の情報管理者に報告しなければならない。

3 本部の情報管理者は、個人情報の漏えい、滅失又はき損等、事案の内容に応じ、理事長に報告するものとし、理事長は文部科学省及び個人情報保護委員会（法第59条により設置される委員会をいう。以下同じ。）に連絡しなければならない。

第3章 個人情報の取得及び取扱い

（適正な取得）

第6条 保有機関は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 保有機関は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 出版、報道等により公にされているとき。

(3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 所在不明等により、本人から取得することができないとき。

(5) 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められるとき、又は事務の性質上本人から取得したのでは事務の適正な遂行に支障が生ずると認められるとき。

(6) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人

の同意を得ることが困難であるとき。

- (7) 国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体若しくは地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (8) 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、法第76条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則（法第74条に規定する規則をいう。以下同じ。）で定める者により公開されている場合
- (9) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
- (10) 第10条第4項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

（利用目的の特定）

第7条 保有機関は、個人情報を取り扱うに当たっては、業務を遂行するために必要な場合に限るものとし、利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

- 2 前項の規定により特定された利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
- 3 前2項に規定する利用目的の特定及び変更は、保有機関の長がそれぞれ別に定める。

（利用目的による制限）

第8条 保有機関は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 所在不明等により、本人から取得することができないとき。

(4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立行政法人又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（取得に際しての利用目的の通知等）

第9条 保有機関は、個人情報を取得した場合は、あらかじめ、その利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 保有機関は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体

又は財産の保護のために緊急に必要な場合は、この限りでない。

- 3 保有機関は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより組合の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が法令の定める事務を遂行することに対して組合が協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
(第三者提供の制限)

第10条 保有機関は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立行政法人又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 保有機関は、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該本人が識別される個人データ（要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。）を第三者に提供することができるものとする。この場合において、本人の求めがあったときは、当該個人データの第三者への提供を停止するものとする。
 - (1) 第三者への提供を利用目的とすること。
 - (2) 第三者に提供される個人データの項目
 - (3) 第三者への提供の手段又は方法
 - (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
 - (5) 本人の求めを受け付ける方法
 - 3 保有機関は、前項第2号、第3号又は第5号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに個人情報保護委員会に届け出なければならない。
 - 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前3項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
 - (1) 保有機関が利用目的の達成に必要な範囲内において第13条の規定に基づき個人データの取

扱いの全部又は一部を委託する場合

(2) 保有機関の間で情報提供を行う場合

(3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合その他保有機関が業務を運営するに当たって、特に第三者に個人データを提供する必要があると認められる場合であって、共同利用する旨、共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲及び利用する者の利用目的又は第三者への提供を利用目的とすること、第三者に提供される個人データの項目及び第三者に提供する場合の提供先、当該個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称又は第三者への提供の手段若しくは方法並びに本人の求めに応じて当該個人データの第三者への提供を停止することについて、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 保有機関は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第10条の2 保有機関は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについて第3章から第6章までの規定により保有機関が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この条において同じ。）に個人データを提供する場合には、第10条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第10条の3 保有機関は、個人データを第三者（国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第10条第1項各号又は第10条第4項各号のいずれか（前条の規定による個人データの提供にあつては、第10条第1項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

2 保有機関は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第10条の4 保有機関は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第10条第1項各号又は第10条第4項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名

- (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 保有機関は、前項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成するものとする。
- 3 保有機関は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

第4章 個人データの適正管理義務

(データ内容の正確性の確保等)

第11条 保有機関は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(役職員等関係者の責務)

第12条 次に掲げる者（以下この条において「役職員等関係者」という。）は、その業務に関して知り得た個人データの内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- (1) 個人情報の取扱いに従事する役職員等又は役職員等であった者
 - (2) 第13条第1項に規定する受託機関に従事する者又は従事していた者
 - (3) 第13条第2項に規定する派遣された職員又は派遣されていた者
- 2 役職員等関係者は、この規程の定めるところに従い、適正な個人情報の管理に努めなければならない。

(安全管理措置)

第12条の2 保有機関は、別に定めるところにより、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(役職員等の監督)

第12条の3 保有機関は、役職員等に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該役職員等に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(外部委託)

第13条 個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、個人情報に関する秘密保持その他個人情報の保護の水準を満たしている者を受託機関として選定し、次に掲げる事項を委託契約書に明記しなければならない。

- (1) 承認外の再委託の禁止
- (2) 利用目的以外の利用及び第三者への情報提供の禁止
- (3) 秘密保持義務
- (4) 複写及び複製の禁止
- (5) 記憶媒体の授受の手続、搬送の方法及びその経路、保管方法
- (6) 管理者の注意義務
- (7) 個人情報の管理状況に関する報告の義務
- (8) 事故等の発生時における報告の義務
- (9) 委託処理終了後の個人データの返還、消去又は廃棄
- (10) 契約事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償

(11)前各号に掲げるもののほか、個人データの保護に関し必要な事項

- 2 個人情報の取扱いを派遣協定等により派遣された職員に行わせる場合は、個人情報の適正な取扱いに関する事項を当該派遣協定書等に明記するものとする。
- 3 保有機関は、受託機関に対し、個人データの保護を図るため必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(保有個人データに関する事項の公表)

第14条 保有機関は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かななければならない。

- (1) 当該保有機関の名称
- (2) すべての保有個人データの利用目的（第9条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）
- (3) 次条第1項の規定による求め又は第16条第1項、第17条第1項、第18条第1項若しくは第3項の規定による請求手続及び第22条に規定する手数料の額
- (4) 第23条に規定する保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- (5) 前各号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項

第5章 保有個人データの利用目的の通知、開示及び訂正等

(保有個人データの利用目的の通知)

第15条 保有機関は、本人又はその代理人（未成年者又は成年被後見人の法定代理人及び本人が委任した代理人をいう。）（以下「本人等」という。）から、当該本人が識別される保有個人データ（以下「本人識別保有個人データ」という。）の利用目的の通知（第21条において「利用目的の通知」という。）を求められたときは、本人等に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前条の規定により本人識別保有個人データの利用目的が明らかな場合
- (2) 第9条第4項第1号から第3号までに該当する場合

2 保有機関は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人等に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(保有個人データの開示)

第16条 本人等は、保有機関に対し、本人識別保有個人データの開示（本人識別保有個人データが存在しないときにはその旨を知らせることを含む。以下「開示」という。）を請求することができる。

2 保有機関は、前項の規定による請求を受けたときは、本人等に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

3 保有機関は、第1項に規定する請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人等に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

- 4 他の法令の規定により、本人等に対し、前項本文に規定する方法に相当する方法により本人識別保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

(訂正等)

第17条 本人等は、保有機関に対し、本人識別保有個人データ（前条第2項の規定により開示を受けたものに限る。次条第1項において同じ。）の内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を請求することができる。

- 2 保有機関は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して法以外の他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

- 3 保有機関は、第1項に規定する請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨を決定したときは、本人等に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(利用停止等)

第18条 本人等は、保有機関に対し、第6条の規定に違反して取得されたものであるという理由又は本人識別保有個人データが第8条の規定に違反して取り扱われているという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条及び第20条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

- 2 保有機関は、前項の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置を講ずるときは、この限りでない。

- 3 本人等は、保有機関に対し、当該本人識別保有個人データが第10条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止（第20条において「第三者提供停止」という。）を請求することができる。

- 4 保有機関は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置を講ずるときは、この限りでない。

- 5 保有機関は、第1項に規定する請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨を決定したとき、又は前項に規定する請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第19条 保有機関は、第15条第2項、第16条第3項、第17条第3項又は前条第5項の規定により、本人等から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を

通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人等に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の申出方法等)

第20条 第15条第1項、第16条第1項、第17条第1項又は第18条第1項若しくは第3項の規定による求め又は請求を行う者(次項及び次条において「開示等の申出者」という。)は、保有機関に対して、別紙様式第1号による個人情報の利用目的通知・開示・訂正等・利用停止等・第三者提供停止申出書(以下この条において「開示等申出書」という。)を提出しなければならない。

2 開示等の申出者は、当該申出に係る保有個人データの本人等であることを確認するために必要な書類及び訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を開示等申出書に添えて提出し、又は提示しなければならない。

3 保有機関は、開示等申出書に不備があると認めるときは、当該申出者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(開示等の申出に対する決定通知)

第21条 保有機関は、開示等の申出者に対し、開示等申出書の提出があった日から30日以内に当該申出に係る決定を行い、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により通知するものとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

(1) 利用目的の通知、開示、訂正等又は利用停止等若しくは第三者提供停止の決定をしたとき。

イ 利用目的の通知 別紙様式第2号

ロ 開示 別紙様式第2号の2

ハ 訂正等 別紙様式第2号の3

ニ 利用停止等又は第三者提供停止 別紙様式第2号の4

(2) 利用目的の通知、開示、訂正等又は利用停止等若しくは第三者提供停止をしない旨の決定をしたとき。

イ 利用目的の通知をしない場合 別紙様式第3号

ロ 全部又は一部を開示しない場合 別紙様式第4号又は別紙様式第4号の2

ハ 全部又は一部訂正等をしない場合 別紙様式第5号又は別紙様式第5号の2

ニ 全部又は一部を利用停止等又は第三者提供停止をしない場合 別紙様式第6号又は別紙様式第6号の2

(3) 前条第1項の申出に係る個人情報が存在しない場合 別紙様式第7号

2 前項の規定にかかわらず、保有機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日(訂正等、利用停止等及び第三者提供停止にあっては、特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内)を上限として延長することができる。この場合において、当該保有機関の長は、開示等の申出者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(手数料)

第22条 この規程の規定により保有機関から保有個人データの写しの交付を受ける者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を負担しなければならない。ただし、その総額が1,000円に満たない場合には、免除する。

(1) 保有個人データの写しの作成に要する費用 別表第2に定める額

(2) 保有個人データの写しの送付に要する費用 郵便料金等の額

- 2 前項に規定する手数料の支払は、原則として銀行振込により行うものとする。
- 3 前2項の規定は、手数料の額について他の規程に特別の定めがあるときは、適用しない。

第6章 苦情処理

(苦情処理)

第23条 情報管理者は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下この条において「苦情」という。）の相談の受付等を行う窓口を設けるなどその他適切かつ迅速な措置を講じ、これを公表しなければならない。

- 2 苦情の相談の受付等を行う窓口の職員は、苦情の相談があった場合、情報管理補助者に対し速やかに報告を行うものとし、情報管理補助者は、当該苦情に関する当該個人情報の取扱いの状況等を速やかに調査の上、その適切な措置について情報管理者と協議しなければならない。
- 3 苦情の処理結果については、苦情を申し出た者に対し、口頭又は文書により通知しなければならない。

第7章 匿名加工情報の取扱い

(匿名加工情報の作成等)

第24条 保有機関は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

- 2 保有機関は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 保有機関は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。
- 4 保有機関は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
- 5 保有機関は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 6 保有機関は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。
- 7 前6項に掲げるもののほか、匿名加工情報の作成方法及び取扱いは個人情報保護委員会の個人情報の保護に関するガイドライン（匿名加工情報編）の定めるところによる。

第8章 研修

(研修の実施)

第25条 情報管理者は、役職員等に対し、個人情報の保護に関する重要性を認識させ、この規程等の周知徹底を図るため、研修を実施するものとする。

第9章 実施状況の調査及び監査

(規程の実施状況の調査及び指導)

第26条 情報管理者は、個人情報を取り扱う担当部署に対して、この規程の実施の状況について適宜報告を求めるものとする。

2 情報管理者は、この規程の実施の状況について是正が必要であると認めるときは、当該担当部署に是正の勧告を行い、個人情報の保護に必要な措置を講ずるよう指導しなければならない。

3 前2項に規定する実施状況の調査及び指導は、情報管理者の指定した者に行わせることができる。

(監査の実施)

第27条 組合は、個人情報保護に関する取扱い等の実施状況について公立学校共済組合運営規則(昭和38年2月25日制定)第7章の規定に基づき、監査を行うものとする。

第10章 その他

(細則の制定)

第28条 この規程に定めるもののほか、保有機関における個人情報の保護に関し必要な細則は、それぞれの保有機関の長が定める。ただし、宿泊施設については、支部長が定める。

(他の制度との調整等)

第29条 この規程は、法令等の規定により個人情報の訂正等その他の請求手続が定められている場合は、適用しない。

(見直し)

第30条 保有機関は、適切な個人情報の保護を維持するため、常に個人情報の取得等及び管理の状況等を把握し、必要に応じて個人情報の保護のための措置を見直すこととする。

附 則

(実施日)

1 この規程は平成30年10月23日(次項において「実施日」という。)から適用する。

(経過措置)

2 実施日において、現に効力を有する保有機関の長が制定した個人情報の保護に関する規程は、第28条の規定によって定められた細則とみなす。